

令和 2 年 9 月 8 日 法制審議会民法（親子法制）部会第 10 回会議資料についての意見

愛育研究所：山本恒雄

嫡出推定制度の見直し 3（二読）資料中

p.9～ 子の否認権 について

乙案 ② について、詳細はなお検討すべきですが 基本的に賛成します。

主な理由として すでに述べられてきた内容と重複するかもしれませんが

子の権利関係において、子が否認権を行使したいと考えるかもしれない条件を想定すると、

- ① 当事者である子が、一定の年齢に達した段階で、十分に判断能力が備わった後、自らの権利関係を考えて父子関係を維持すべきかどうかを考える際に、それに応じる制度が必要である。
- ② 子が法律上の父と生物学上の父の相違を知ることになって、それについての自らの考え、意思を有するとして、それは子が、一定の年齢に達した段階で、十分に判断能力が備わった後に、判断することを保障することが望ましい。
- ③ 父子関係に問題があり、子への権利侵害的な養育上の問題があったとしても、子の十分な判断能力がまだ備わっておらず、依存的な親子関係が重要かつ優勢である間に、子の方から独立に父子関係についての意思表示がなされると想定することは困難である。また、たとえ何らかの意思表示があったとしても、それは児童福祉法等の児童福祉・児童保護の観点から取り扱われるべきであると考えられる。

ただし、子が成長し、一定の年齢に達した段階で、十分に判断能力が備わった後、自らの権利関係を考えて、父子関係を維持すべきかどうかを考えるということがあった場合には、その意思表示、判断に対応する制度が必要と考える。

- ④ ①～③の想定による制度であれば、期間を短期間に設定する必要性は無いと考える。

以上です。

懲戒権に関する規定の見直しについての検討（三読）資料中

p.1 第1について

「懲戒」という言葉が示している、子どもの行為・言動を「制裁」「辱め」によってこらしめ、正そうとすること という行為（子の安全を脅かす体罰・暴言・威圧・威嚇等）を基本的に排除するという意味では 甲案が最も明確であると考えます。

ただし、親権者が になっている、子の安全・安心のニーズと最善の利益の保障、健全育成の達成の責任に果たしたとき、これまで設定されてきた「懲戒権」を見直すという手続きの意義を考えると、何らかの説明を示して内容・意図の明確化を図る段階が必要かと考えます。

その意味では「丙案」かつ、「子の人格を尊重するとともに、体罰を加えてはならない」という文言を含めることに賛成します。

理由

第820条の提案②で示される「監護及び教育に際して、子の人格を尊重しなければならない」にはもちろん賛成です。

ただし、この820条の文言は822条の懲戒規定について直接言及したものではなく、子を監護し、教育するに際しての、あるべき原則、肯定的・積極的な方向性を示しているものと解されます。

これに対して822条の懲戒規定の改正の趣旨は、「懲戒」という言葉が示している、子どもの行為・言動を「制裁」「辱め」によってこらしめ、正そうとするという行為（子の安全を脅かす体罰・暴言・威圧・威嚇等）を排除するという説明になっている必要があり、ここで「体罰を加えてはならない」に「子の人格を尊重するとともに」という明文が付されることには、あるべき方向性だけではなく、「子の人格を貶め、辱めてはならない」という負の方向性に関する禁止という固有の意義があると考えするため、元の提案文にあった「子の人格を尊重するとともに、体罰を加えてはならない」の言葉がある「丙案」に賛成するものです。

以上です。

お手数をおかけしますがよろしくお願い申し上げます。